

第 10 章

ダイオキシン類

第 10 章 ダイオキシン類

概 況

ダイオキシン類は塩素を含む物質の不完全燃焼や薬品類の合成の際に、意図しない副生成物として発生し、自然界で分解しにくく、健康面等への影響が大きい物質である。

ダイオキシン類による環境汚染の防止及びその除去等を図るため、ダイオキシン類対策特別措置法（以下、「ダイオ法」という。）が平成 12 年 1 月に施行された。この法律は、ダイオキシン類に関する施策の基本となる基準、排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制、汚染土壌に対する措置等を定めている。この法律により、ダイオキシン類を発生し、大気中に排出する施設やダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設として特定施設が定められ、特定施設を設置している者又は設置しようとしている者は届出が義務付けられた。

(1) 届出の状況

ダイオ法は、ダイオキシン類の対象施設設置者に対し、各種届出及びダイオキシン類濃度の測定結果の報告を義務付けている。

対象となる事業場と施設の数、表 10-1 のとおりである。また、設置者による排出ガス、排出水及びばいじん・燃え殻中のダイオキシン類測定結果は、それぞれ表 10-2、表 10-3 及び表 10-4 のとおりであり、すべての施設が排出基準等に適合した。

表 10-1 ダイオキシン類対策特別措置法対象施設状況(令和 4 年 3 月 31 日現在)

施 設 名		事業場数	施設数
大 気	5. 廃棄物焼却炉	7	10
	計	7	10
水 質	15. 廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	4	4
	18. 水質基準対象施設からの汚水等を処理する下水道 終末処理施設	2	2
	計	4※	6

※ 特定施設を複数設置する事業場があるため

表 10-2 排出ガス中のダイオキシン類測定結果

番号	工場・事業場名称	所在地	施設の種類の	採取年月日	測定結果 (ng-TEQ/m ³)	排出基準 (ng-TEQ/m ³)	備考
1	一宮市環境センター	奥町字六丁目山52番地	廃棄物焼却炉 (1号焼却炉)	R3. 8. 27	0. 0054	1	
2			廃棄物焼却炉 (2号焼却炉)	R3. 8. 23	0. 00028	1	
3			廃棄物焼却炉 (3号焼却炉)	R3. 9. 17	0. 0019	1	
4	株式会社ベルキッチン	開明字小原道東20	廃棄物焼却炉	—	—	—	休止
5	丸福メタル株式会社	北今字堀田52番地	廃棄物焼却炉	R4. 1. 20	6. 3	10	
6	一宮市尾西清掃事業所	北今字堀田1-1	廃棄物焼却炉 (1号焼却炉)	—	—	—	休止
7			廃棄物焼却炉 (2号焼却炉)	—	—	—	休止
8	株式会社一宮工務店	北小淵字中田80-1	廃棄物焼却炉	—	—	—	休止
9	一宮市東部浄化センター	多加木 5丁目32-53	廃棄物焼却炉	—	—	—	休止
10	一宮市西部浄化センター	萩原町花井方字古川新田10	廃棄物焼却炉	R3. 6. 14	0. 0000033	5	

表 10-3 排出水中のダイオキシン類測定結果

番号	工場・事業場名称	所在地	施設の種類の	採取年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	排出基準 (pg-TEQ/L)	備考
1	一宮市東部浄化センター	多加木5丁目32-53	・ 廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等 ・ 水質基準対象施設からの汚水等を 処理する下水道終末処理施設	—	—	—	休止
2	一宮市西部浄化センター	萩原町花井方字古川新田10	・ 廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等 ・ 水質基準対象施設からの汚水等を 処理する下水道終末処理施設	R3. 6. 14	0. 012	10	

表 10-4 ばいじん・燃え殻中のダイオキシン類測定結果

番号	工場・事業場名称	所在地	施設の種類の	ばいじん (ng-TEQ/g)		燃え殻 (ng-TEQ/g)		処理基準 (ng-TEQ/g)	備考
				採取年月日	測定結果	採取年月日	測定結果		
1	一宮市環境センター	奥町字六丁目山52番地	廃棄物焼却炉 (1号焼却炉)	R3. 8. 23	0. 16	R3. 8. 27	0	3	
2			廃棄物焼却炉 (2号焼却炉)			R3. 8. 23	0	3	
3			廃棄物焼却炉 (3号焼却炉)			R3. 9. 17	0. 000011	3	
4	株式会社ベルキッチン	開明字小原道東20	廃棄物焼却炉	—	—	—	—	3	休止
5	丸福メタル株式会社	北今字堀田52番地	廃棄物焼却炉	R4. 1. 20	0. 017	R4. 1. 20	0. 012	3	
6	一宮市尾西清掃事業所	北今字堀田1-1	廃棄物焼却炉 (1号焼却炉)	—	—	—	—	3	休止
7			廃棄物焼却炉 (2号焼却炉)	—	—	—	—	3	休止
8	株式会社一宮工務店	北小淵字中田80-1	廃棄物焼却炉	—	—	—	—	3	休止
9	一宮市東部浄化センター	多加木 5丁目32-53	廃棄物焼却炉	—	—	—	—	3	休止
10	一宮市西部浄化センター	萩原町花井方字古川新田10	廃棄物焼却炉	R3. 6. 14	0	R3. 6. 14	0	3	

(2) ダイオキシン類の状況

大気、水質及び土壌に係るダイオキシン類の環境測定の結果は、それぞれ表 10-5、表 10-6 及び表 10-7 のとおりであり、すべて環境基準に適合した。

なお、測定地点は図 10-1 のとおりである。

表 10-5 ダイオキシン類(大気)測定結果

測定対象	測定年月日	毒性当量 (pg-TEQ/m ³)	平均値 (pg-TEQ/m ³)	環境基準 (pg-TEQ/m ³)
大気	令和 3 年 5 月 10 日～5 月 17 日	0.021	0.013	0.6
	令和 3 年 7 月 26 日～8 月 2 日	0.010		
	令和 3 年 10 月 12 日～10 月 19 日	0.0098		
	令和 4 年 1 月 21 日～1 月 28 日	0.010		

表 10-6 ダイオキシン類(水質)測定結果

測定対象		測定年月日	毒性当量 (水質：pg-TEQ/L 底質：pg-TEQ/g)	環境基準 (水質：pg-TEQ/L 底質：pg-TEQ/g)
公共用水域	水質	令和 3 年 9 月 1 日	0.72 (平均値)	1
		令和 3 年 12 月 14 日		
	底質	令和 3 年 10 月 6 日	1.1	150
地下水 (水質)		令和 3 年 8 月 5 日	0.026	1

表 10-7 ダイオキシン類(土壌)測定結果

測定対象	測定年月日	毒性当量 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
土壌	令和 3 年 8 月 5 日	0.021	1,000

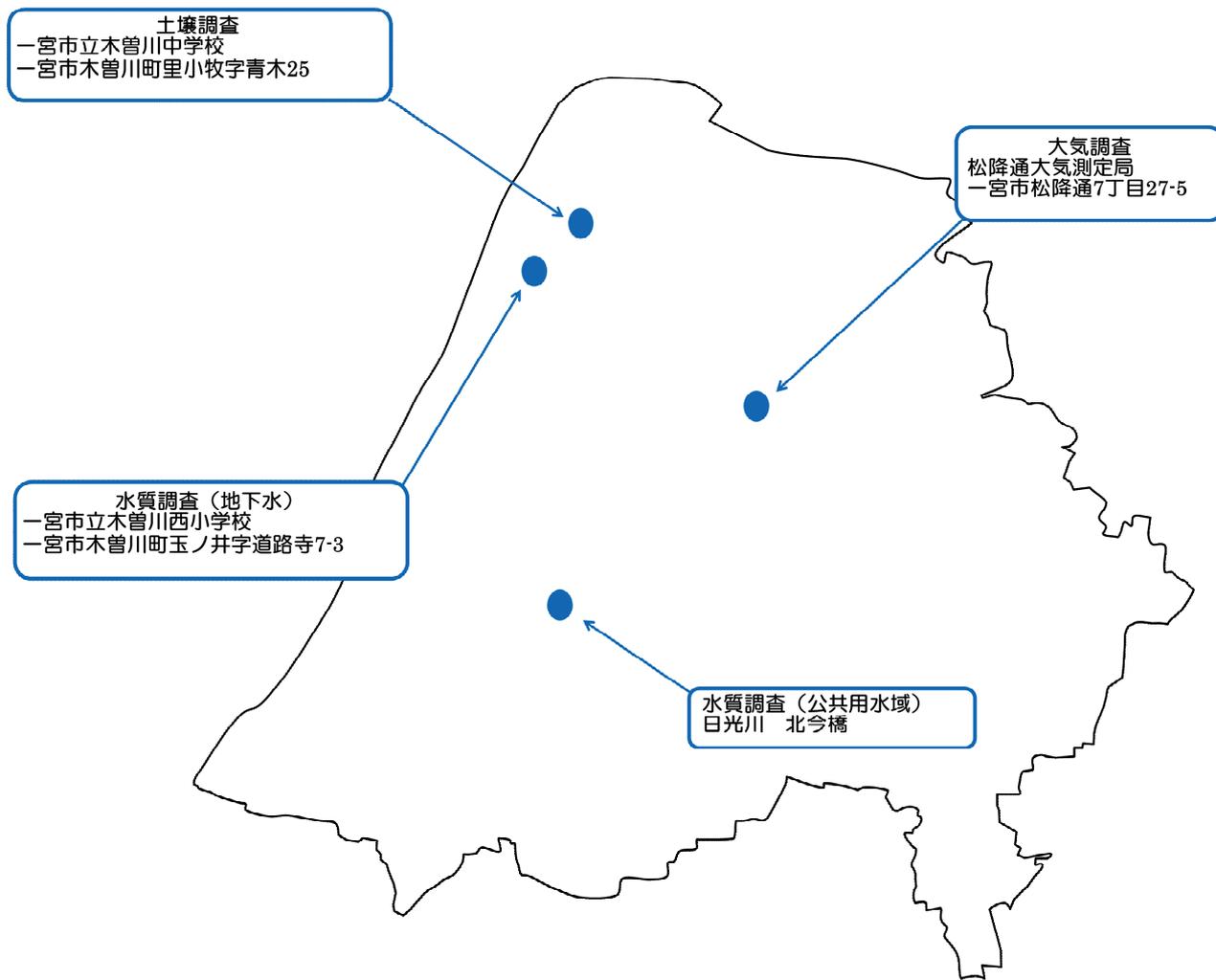


図 10-1 ダイオキシン類測定地点